魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年11月5日(火) 午後1時35分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議事

学 1	業事紀翌々禾昌について
第 1	議事録署名委員について

- 第2 議案 第 28 号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対す る意見決定について
- 第3 議案 第 29 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について
- 第4 議案 第 30 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年11月5日(火)

- 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
- 3. 農業委員の定数 14名
- 4. 総会に出席した農業委員の数 13名

1番 北田 直喜 2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄

4番 野﨑 努 5番 小坂 芳夫 7番 石坂 誠一

8番 中山 修 9番 德本 久邦 10番 原 武雄

11番 関口 たず子 12番 中田 登與志 13番 中島 悦子

14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

6番 谷口 敬蔵

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

加積地区 畠山 勇

7. 議事録署名委員

9番 德本 久邦 10番 原 武雄

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠 庶務係長 五十嵐 孝

主査 杉本 ゆき子 主事 井口 健太郎

主事 横田 悠介

【開 会:午後1時35分】

杉山会長: それではただ今から令和元年度11月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番徳本委員、10番原委員にお願い いたします。

議案第28号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する 意見決定についてについて、事務局より説明を求めます。

井口主事: 議案第28号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する 意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の総括表をご覧ください。

今月の事業計画変更申請は1件です。下中島地区で、目的変更に 関する事案になります。

【議案第28号 議案書をもとに朗読】

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更に支障はないものと考えられます。

杉山会長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。

石坂委員: 当初、土地の売買を行った時に、両者が今回申請する筆も含めた 2筆を1筆であると誤った判断をしました。元々2筆は1枚の田で あったということです。予算の面から最初に住宅を建て、店舗を後 から建てようとしたところ、違反転用であることが判明しました。 現状は完全に宅地化してしまっています。周囲の営農等に影響を与 えることはないと思われますので、問題ないかと思います。

杉山会長: ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

中山委員: 今までも違反転用案件がありましたが、今回は参考資料として顛末書が添付されていますが、何か理由はあるのですか。

井口主事: 今回の事案は特に複雑であったため、経緯をまとめた顛末書を添付しました。

杉山会長: 他に意見はありませんか。

杉山会長: 無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第28号は意見決定いたします。 議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事: 議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定についてご説明します。

> 4ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ご ざいました。転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は下中島地

区が1件、下野方地区が1件、加積地区が1件で、合計3件で3,569 m²です。

それでは5ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたしま す。

【議案第29号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。

小坂委員: 今ほど事務局から説明があった通り、何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

石坂委員: 先ほど事業計画変更で説明した通りです。よろしくお願いします。

北田委員: 排水の水路を確認してきました。雨の日だったのですが、水路の水嵩が8割くらいでした。下流の地域に影響が出る可能性があるため、業者には側溝の嵩上げをする等、排水がスムーズになるよう要望してきました。

中島委員: 進入路はどうなっているのですか。

北田委員: ○○さん家の横の道路を拡張し進入路とするようです。

杉山会長: 他に意見がありましたらご発言願います。

杉山会長: 無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第29号は意見決定いたします。 議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。 杉本主査: 議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和元年10月31日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。8ページが総括表、9~11ページが一覧表になります。

今月の案件は、1議案22件で、全て農協を通じて利用権設定を行う 転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が2件4筆5,782㎡、 再設定は20件77筆109,468㎡です。全て合わせますと22件81筆 115,250㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長: 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

中島委員: 8ページの○○さんの名字は違うのではないですか。

杉本主査: 誤りがありました。訂正をお願いします。

杉山会長: 他に意見がありましたらご発言願います。

杉山会長: 無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第30号は決定いたします。

杉山会長: これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事

務局より説明して下さい。

五十嵐係長: (非農地通知(令和元年10月分)について)

五十嵐係長: (情報活動優良農業委員会等表彰について)

五十嵐係長: (令和元年度魚津市農業委員会視察研修について)

五十嵐係長: (その他 ぶどう・りんご就農体験等について)

杉山会長: 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会:午後2時35分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

農地法第5条調査書

議案第29号 受付番号1番 (所有権移転)

(所有権移転)				T	1
譲受人		譲渡人		作成者 井口	健太郎
	許可要件の状況				
農地の区分	域 (第2 にある農		厚用地域)が2 3 種農地と判	項第1号に規定 定められた市街 断しました。	
転用目的	既存地を 備する計	拡張し、来客を 画です。	首用11台、従	社屋を建設する 業員及び営業車 存地が駐車場と	用19台を整
資力及び信用	について	は全額自己資金	をでまかなう	たことはなく、 計画で、財務諸 すので適当であ	表として貸
転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意 状況				となる権利はあ	
申請に係る用途に遅延 なく供することの確実 性	用途に供		い場合は許可	地に係る農地を 可しないことに です。	
行政庁の免許、許可、 認可等の見込み					
農地以外の土地の利用 見込み	る土地を	利用する見込み	メがない場合に	請に係る事業の は、許可しない り、該当しませ	ことになっ
計画面積の妥当性	と認めら	れない場合は、	許可しない	る事業の目的か ことになってい 面積であり妥当	ますが、本
宅地の造成のみを目的 とする場合にはその妥 当性	地の造成 は許可し であり該	のみを目的とすないことになっ 当しないと考え	けるものであっ っていますが、 えます。	他の施設の用に る場合は、一定 、本件は社屋の	のもの以外 建設が目的
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	被害の及続し、雨無いと考	ばぬよう配慮る 水は申請地西側 えます。	されます。生活の道路側溝の道路側溝	リート擁壁を設 活雑排水は公共 へ排水する計画 断することはあ	下水道に接であり問題
一時転用の妥当性					Ü
法令(条例を含む。) により義務付けられて いる行政庁との協議の 進捗状況					

農地法第5条調査書

議案第29号 受付番号2番 (所有権移転)

(所有權移転)							
譲受人		譲渡人			作成者	井口	健太郎
	許可要件の状況						
農地の区分	申請地は、おおむね12haの一団の農地の区域内にある、第1 種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。						
転用目的	ています	譲受人は実施が、従業員 と私生活を す。	の増員や業	美務拡力	てにより	手狭とフ	なっていま
資力及び信用	旨を反省 ついては	は、農地でした始末書、自己資金借入に関す。	を添付され と夫から <i>0</i>	れていま り借入金	きす。また 全でまかれ	た、必 なう計画	要な資金に 画で、通帳
転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意 状況		係る農地の					
申請に係る用途に遅延 なく供することの確実 性	用途に供	受けた後、 する見込み 可後すぐに	がない場合	合は許可	可しない。		
行政庁の免許、許可、 認可等の見込み							
農地以外の土地の利用 見込み	土地とし 、払下げ	係る農地とて、市が管: することで に係る事業	理する法定 協議予定で	官外公共 であり、	生物 (水) 申請に何	路) がる 系る農均	ありますが 也と一体と
計画面積の妥当性	と認めら	係る農地の れない場合 宅及び店舗 。	は、許可し	しないこ	ことになっ	っている	ますが、本
宅地の造成のみを目的 とする場合にはその妥 当性	地の造成 は許可し 設が目的	係る事業が のみを目的 ないことに であり該当	とするもの なっていま しないと	つである ますが、 考えます	が場合は、 本件は か。	,一定(主宅及(のもの以外 び店舗の建
周辺の農地等に係る営 農条件への支障の有無	に被害の 接続し、 いと考え	る宅地との: 及ばぬよう 雨水は申請: 転用によっ	配慮される地西側のカ	ます。生 水路へ持	E活雑排 作水する!	水は公言 計画でる	共下水道に あり問題無
一時転用の妥当性							
法令(条例を含む。) により義務付けられて いる行政庁との協議の 進捗状況							

農地法第5条調査書

議案第29号 受付番号3番 (所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎			
	許可要件の状況				
農地の区分	=				
転用目的	申請地周辺には本江こども教育施設があり、徒歩で通園病院やスーパー、その他商業アクセスも良好なことから、	□園、よつば小学校、西部中学校の 園・通学が可能であります。また、 き施設が充実し、国道バイパスへの 特に子育て世代からの需要が大き E売している状況です。よって、今			
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等 については全額自己資金でま 明書を申請書に添付しており	等を行ったことはなく、必要な資金 こかなう計画で、金融機関の残高証)ますので適当であると考えます。			
転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意 状況		らの妨げとなる権利はありません。			
申請に係る用途に遅延 なく供することの確実 性		、申請地に係る農地を申請に係る 場合は許可しないことになっていま る予定です。			
行政庁の免許、許可、 認可等の見込み					
農地以外の土地の利用 見込み	土地として、市が管理する法ますが、機能交換することで	で申請に係る事業の目的に供する 法定外公共物(水路・農道)があり ぶ協議することとしており、申請に に係る事業の目的に供する土地を利			
計画面積の妥当性	と認められない場合は、許可	□請に係る事業の目的からみて適正 Jしないことになっていますが、本 分譲)及び道路用地として必要最小 ミす。			
宅地の造成のみを目的 とする場合にはその妥 当性	地の造成のみを目的とするもは許可しないことになってい第47条第1項第5号への規定と考えます。	E宅その他の施設の用に供される土 っのである場合は、一定のもの以外 いますが、本件は、農地法施行規則 Eに該当するものであり、問題ない			
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	うに対応します。生活雑排がは宅地分譲地内に側溝を設置設水路へ排水し、1区画分にする計画にしています。	置し、隣接農地等に被害の及ばぬよ には公共下水道に接続し、雨水排水 置し、8区画分は北側に隣接する既 は進入路脇にある既設の水路へ放流 と地を分断することはありません。			
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。) により義務付けられて いる行政庁との協議の 進捗状況					